

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	大野市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.ono.fukui.jp/kenko/sonota-kenko/todokedesyo.html

執行機関名 大野市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域生活支援事業に関する事務であって規則に定めるもの(日常生活用具給付事業)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 市長の項 地域生活支援事業に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	大野市地域生活支援事業実施規則(平成18年規則第32号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)</u> がその有する能力及び適性に応じ、 <u>基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)</u> 第77条の規定による地域生活支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		大野市地域生活支援事業実施規則 大野市日常生活用具給付事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	大野市地域生活支援事業実施規則第5条 大野市日常生活用具給付事業実施要綱第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	地域生活支援事業の日常生活用具給付事業の利用の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	大野市日常生活用具給付事業実施要綱第8条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該事業を利用する障害者本人若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業を利用する障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ト	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第22条第22号 大野市日常生活用具給付事業実施要綱第8条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該事業を利用する障害者本人若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業を利用する障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	大野市日常生活用具給付事業実施要綱第2条及び第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該事業を利用する障害者本人若しくは当該障害者の配偶者又は当該事業を利用する障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	大野市日常生活用具給付事業実施要綱第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該事業を利用する障害者本人若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業を利用する障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
備考		